

民法では、相続が生じた時に誰が相続人となり、どんな財産が遺産になって、亡くなった方の権利・義務をどのように引き継ぐのかなどの基本的なルールを定めています。これを一般的に「相続法」と言います。2018年7月、この相続法について大幅な見直しが行われました。

新たに設けられたのが「配偶者居住権」と「居住用不動産の持ち戻し免除」で、いずれも相続が発生したときに、配偶者に認められる権利です。前者は2020年4月から、後者は2019年7月から適用されます。

●「配偶者居住権」創設の趣旨

「配偶者居住権」は、配偶者が自宅に住み続けることができる権利です。相続が発生したときは、被相続人と同居の配偶者が住宅を取得するのが一般的ですが、相続財産のうち、住宅の価額の占める割合が多くなると、配偶者の取り分が少なくなってしまう。

そこで、住宅についての権利を「負担付所有権」と新たに設けられた「配偶者居住権」に分け、配偶者が配偶者居住権を取得し、配偶者以外の相続人が負担付所有権を取得できるようにしたのです。完全な所有権と異なり、他者に売ったり自由に貸したりできないので、評価も安く抑えられます。

たとえば、配偶者と子ひとりが相続人で、遺産が自宅（所有権としての評価額2,000万円）と預貯金3,000万円である場合で考えてみます。法定相続分（妻1/2、子1/2）で分けると、妻が2,500万円、子が2,500万円となります。仮に、妻が自宅（評価額2,000万円）を取得した場合、取得できる預貯金は500万円です。そして、子供が預貯金2,500万円を取得することになり、これでは、配偶

者の老後が心配です。そこで配偶者居住権が1,000万円、「負担付所有権」が1,500万円の価値だと仮定した場合、配偶者が1,500万円、子が1,000万円の預貯金を取得することになり、実質的な住まいと、まとまった資金を手にすることができます。これで、配偶者は老後の不安を解消できることとなります（※配偶者居住権をどのように評価するべきかは現在検討中です）。

●短期の「配偶者居住権」とは

今述べたような長期の配偶者居住権は、他の相続人の理解・協力が前提になります。これに対し、短期の配偶者居住権は、配偶者が自宅を取得することができない場合に、相続発生後すぐに住まいを失わないよう、配偶者を保護するために設けられた規定で、被相続人の意思などに関係なく、相続開始から発生します。

自宅の分割が確定した日か、相続開始から6ヶ月を経過する日まで配偶者は自宅に住み続けることができ、遺言で配偶者以外の者に自宅を贈与したり、配偶者が相続放棄した場合でも、配偶者はその建物の所有者が短期の配偶者居住権の消滅を申し入れた日から6ヶ月を経過する日まで、自宅に住むことができます。

●居住用付不動産の持ち戻し免除

民法（相続法）では、相続財産の計算をするときに、過去の生前贈与財産を相続時の時価で評価し、相続財産に持ち戻して、相続財産の分割をすることになっています。

これは、「共同相続人間の平等」の視点から、被相続人が生前に、特定の相続人に対して遺贈もしくは一定の生前贈与といった財産分与をしていた場合に、その分を遺産分割時の相続財産に組み入れて（持ち戻し）

精算するという趣旨の制度です。

一方、税法上の特典に「配偶者に対して居住用財産を贈与した場合の贈与税の非課税」という規定があります。これは、婚姻期間が20年以上の配偶者に居住用不動産を贈与した場合、2,000万円まで贈与税を非課税にする規定です。

しかし税法上の特典を受けようと配偶者に居住用不動産を贈与した場合、民法上の規定により、その配偶者は贈与された不動産を、相続財産に持ち戻されて分割計算をすることを余儀なくされるリスクがあったわけでした。

これが今改正により、婚姻期間が20年以上である配偶者に対し、居住用不動産を遺贈又は贈与をした場合、原則として持ち戻しの計算を行う必要がなくなりました。これにより、税法上の特典をフルに活用できるようになります。

●相続人以外の者の特別の寄与

これから述べる内容は、配偶者に対するものではありません。ですが、耳より情報としてぜひとも皆さんに知っておいていただきたいものです。

配偶者を亡くした義父母などの世話をしている相続人以外の方は多いと思います。例えば、同居している長男の奥さんが典型例でしょう。この奥さんは相続人になれません。相続人以外の者は、どんなに孝養を尽くしても、相続財産の取得ができないのです。

そこで改正民法では、相続人以外の親族が被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の要求ができることになりました。これは、2019年7月から適用されます。

今後の新聞報道などで、詳細を注視していただきたいと思います。